

3 第4次行財政改革計画の主な取り組み

(1) 市民に信頼される市政の実現

<市民参画と協働の推進>

○自治基本条例の制定と運用

- ・平成21年度に「熊本市自治基本条例」を制定しました。また、平成22年度には自治基本条例の理念を市政運営において具現化していくため、「市民参画と協働の推進条例」を制定しました。
- ・自治基本条例の見直しに向けて、自治推進委員会の答申を基に、平成25年度に検討を行いました。

○地域コミュニティの活性化

- ・平成21年度からまちづくりサポーター養成・活用講座を開講し、地域活動参加への機会提供や地域リーダー育成に取り組み、地域活動への参画者増加に繋がりました。

○新しい公共の推進

- ・平成24年度に新たに創設した市民公益活動支援基金から、市民公益活動を行う団体に対して助成を行いました。

<市政情報の共有化>

○わかりやすい財政状況の公表

- ・「熊本市の財政状況」、「財政ってなあに？」及び「IR（投資家に対する広報活動）資料」を作成し、公表を行いました。
- ・平成25年度予算編成において、新たに政策的経費の予算要求状況の概要（要求総額や重点項目等）を公開し、また、査定後の状況についても公開することで予算編成過程の透明性を強化しました。

○行政文書目録の公開

- ・平成22年度に行政目録公開システムを導入し、市ホームページ上にて公開することで、市政情報の共有化を推進しました。

<市民の視点に立ったサービスの提供>

○窓口サービスの充実

- ・市民ニーズが高い所得証明書の発行について、システム等の環境整備を行い、平成23年10月から森都心プラザ内サービスコーナー、平成24年4月から中央区時間外証明窓口において、土日祝日の発行サービスや各区役所でのパスポート発行業務を開始しました。

○消費者行政の充実

- ・平成 23 年度に「熊本市消費生活条例」を制定しました。また、平成 25 年度には、消費生活条例に基づく消費者行政推進計画を策定しました。

○保育サービスの充実

- ・保育所整備計画に基づき、平成 21 年度から平成 25 年度にかけて 1,535 人の受け入れ枠の拡大を図りました。
- ・公私立保育園への訪問支援事業などを実施するために、平成 25 年度から中島・麻生田保育園に児童発達支援ルーム（基幹型児童発達支援）を設置しました。
- ・市立保育園の運営のあり方を見直し、寺原・水前寺保育園に続き、平成 26 年 4 月から大江保育園の民営化を実施するとともに、梶尾・五丁保育園については平成 27 年 4 月、黒髪乳児保育園については平成 28 年 4 月からの民営化に向けて取り組みを推進しました。
- ・市立幼稚園の見直しについて、熊本市立幼稚園基本計画（素案）を取りまとめ、コア幼稚園としての機能強化や市立幼稚園の閉園を含めた教育環境の整備について検討を行いました。

○社会教育施設の利用拡大

- ・市立図書館において、利用者のニーズに応えるため、平成 24 年 10 月から試行的に土日祝日の開館時間を 1 時間延長しました。
- ・どの図書館・図書室でも貸出・返却ができるサービスを行うための図書搬送業務を民間委託するとともに、植木図書館、城南図書館、くまもと森都心プラザ図書館まで拡大し、平成 26 年 10 月から議会図書館に市立図書館等の予約本の貸出・返却ができる窓口を設置し、サービスを拡大することとしました。

○民間提案による市民サービスの見直し

- ・平成 24 年度からモデル事業として「市税の初期滞納対策事業」を実施し、民間提案の募集や官民比較の手法などについて検証・検討を行いました。平成 25 年度は、本市の全事業について幅広く情報を開示し、民間事業者等より提案を募った結果、31 件の提案があり、うち 2 事業を平成 26 年度から民間委託することとしました。

<法令順守の徹底>

○職員倫理の保持

- ・公務員倫理の保持、コンプライアンスの確立等のために、職員行動規範を策定し周知するとともに、平成 23 年度からコンプライアンス推進室並びにコンプライアンス担当監を新設しました。
- ・飲酒運転撲滅を宣言し、全職員を対象とした飲酒運転撲滅研修を実施するなど、職員

の倫理感の向上に努めました。

○チェック体制の強化

- ・適正な事務処理のため、事務研修会を実施するとともに、毎年7月を「事務処理改善活動月間」とし、事務処理チェック体制の再点検を行い、適正な事務処理への意識付けと定着化を図りました。
- ・公金以外の現金の取り扱いについて、事務処理の適正化と事故防止を図るため、平成24年度に「公金外現金取扱要綱」を制定しました。

(2) 効率的で質の高い市政運営の推進

<質の高い組織体制の確立>

○契約事務の集約・効率化

- ・平成21年度に「熊本市業務委託における総合評価方式ガイドライン」を作成し、委託業者へ総合評価方式を導入しました。
- ・契約事務の適正化を図るため、平成24年度に契約事務の手続きにかかるチェックリストを作成しました。

○人事評価制度の見直し

- ・平成21年度から、課長級昇任試験に加え、係長級昇任試験を実施しました。

○中期定員管理計画の推進

- ・国が出した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」に準じて▲5.7%の定数削減に取り組みました。その結果、平成26年4月1日時点で6,370人となり、目標値である6,343人には届かなかったものの、5年間で238人の削減を行いました。

<民間活力の活用>

○民間委託の推進

- ・燃やすごみ・紙収集業務委託について、これまで2割だった民間委託の割合を、平成23年度から3割に、平成25年度から5割に拡大しました。
- ・熊本城の管理業務体制の見直しとして、守衛業務について、平成25年度から全面民間委託を行いました。
- ・土木センター業務委託について、平成21年度からモデル的に東部土木センターの業務の一部委託を実施し、その検証結果を踏まえ、平成23年度には西部及び北部土木センターにおいても業務の一部委託を実施しました。

○公共施設の見直し

- ・公設福祉施設について、指定管理者制度による管理運営を実施するとともに、(社福)

熊本市社会福祉事業団の自立化と養護老人ホームや老人福祉センター、知的障がい者援護施設などの8施設の民営化手続が完了しました。

- ・斎場の管理運営について、平成25年度から指定管理者制度を導入しました。
- ・環境衛生事業所や母子生活支援施設大江荘について、業務のアウトソーシングを実施し、平成23年度末に廃止しました。
- ・食肉センターについて、平成25年度までに牛及び豚の処理の代替施設を確保し、さらに馬の処理についても機能移転を進め、平成26年度末の施設の廃止に向けて取り組みました。

○指定管理者制度の活用

- ・子ども文化会館について、平成23年度から指定管理者制度を導入しました。
- ・男女共同参画センターはあもにい、健軍文化ホール及びリサイクル情報プラザについて、平成24年度から指定管理者制度を導入しました。

※平成26年4月1日現在で404施設において指定管理者制度を導入。

○PFI方式の活用

- ・桜の馬場観光交流施設について、平成22年度にPFI方式による施設整備を実施し、平成23年3月から指定管理者制度を導入しました。
- ・西部環境工場代替施設について、平成22年度に公設民営（DBO）方式を採用することを決定し、平成23年度に民間事業者の選定をPFI法に準じて実施しました。

<財政の健全化>

○各種財政指標の改善

- ・財政調整基金残高及び市債残高については目標額に到達しなかったものの、地方公共団体の財政の健全化に関する指標については、既存事業の見直しや事務事業の効率化などによる歳出抑制、市税収納率の向上や受益者負担の見直しによる歳入の確保など、財政の健全化に取り組み、早期健全化基準内の数値を維持しています。

○市営駐輪場の有料化

- ・平成24年6月1日から中心市街地の駐輪場5ヶ所の有料化を実施し、併せて民間活力を活用することで、中心市街地における放置自転車の解消に取り組みました。

○動植物園駐車場の有料化

- ・平成24年4月1日から全駐車場の有料化を実施しました。

○補助金の見直し

- ・3年毎に行う補助金見直し年にあたる平成21・24年度に、全ての補助金について見直しを行いました。

○市税収納率の向上

- ・市税収納率の向上について、平成 21 年に特別滞納対策室を設置し、滞納処理業務の強化を図るとともに、相談対応窓口の増設や納税推進コールの充実など収納率の向上に努めました。
- ・さらなる収納率向上を図るため、債権管理条例の制定や債権管理の組織の一元化に向けた検討を行いました。

○経常的な事務経費の削減

- ・平成 22・23 年度当初予算編成において、シーリング枠を設定し、経常経費の削減を図りました。

<公営企業の改革>

○病院事業の経営健全化

- ・病院事業について、平成 21 年 4 月 1 日より地方公営企業法全部適用へ移行しました。
- ・熊本市市民病院経営改善計画【改革プラン】及びアクションプログラムに基づき経営努力を継続するとともに、医療の質と患者サービスの向上及び収支改善のに向けた取り組みを行いました。

○交通事業の経営健全化

- ・経営健全化計画の中間見直しを行い、市営バスの全路線を民間事業者に移譲することにより、平成 26 年度末のバス事業の廃止を決定しました。
- ・運輸職の職種変更試験の受験促進やバス運転士の配転による職員配置の見直しを行いました。

○上下水道事業の経営健全化

- ・平成 21 年度から、水道局と下水道部を統合し、上下水道局を設置しました。
- ・水相談課を新設し、上下水道の「水」に関する問い合わせ窓口を一元化しました。
- ・平成 21 年度から南部浄化センターの運転管理業務の民間委託を実施し、平成 25 年度から東部浄化センターにおいても民間委託を実施しました。

<外郭団体の改革>

- ・第 3 次外郭団体経営改革計画に基づき、公益法人等への移行を完了しました。
- ・（社福）熊本市社会福祉事業団の平成 26 年度からの自立化に向けて取り組みました。

<政令指定都市の実現>

- ・平成 24 年 4 月 1 日に全国で 20 番目の政令指定都市に移行しました。5 つの区役所を設置し、区役所を拠点とした総合的な行政サービスの提供ができる体制としました。